

第3章 災害応急対策

[速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画]

[迅速な災害情報の伝達・広報体制づくり]

第1節 防災気象情報の伝達

実施担当	関係機関
総務部	東北総合通信局 宮城県 仙台管区気象台 郵便事業株式会社 郵便局株式会社（佐沼郵便局） 東日本電信電話（株）宮城支店（古川営業支店） 日本放送協会仙台放送局 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） 東北放送（株）（株）仙台放送（株）宮城テレビ放送（株）東日本放送（株）エフエム仙台 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整え、情報を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施する。

第2 防災気象情報等

仙台管区気象台は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき警報及び注意報並びに気象情報（以下「防災気象情報」という。）を次により発表し、防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努める。

1 気象業務法に基づき、仙台管区气象台が発表する防災気象情報

(1) 仙台管区气象台が発表する防災気象情報

種 類		発 表 基 準
警 報	暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が18m/s 以上（江ノ島、北～東南東23m/s 以上）になると予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速が18m/s 以上（江ノ島、北～東南東23m/s 以上）になると予想される場合
	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1 時間雨量 東部45mm 以上、ただし総雨量が80mm 以上 西部50mm 以上、ただし総雨量が80mm 以上 3 時間雨量 東部仙台、気仙沼地域、東部仙南80mm 以上 石巻地域、東部大崎、登米・東部栗原、西部70mm以上 24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、 東部仙南140mm以上 東部大崎150mm 以上 登米・東部栗原130mm 以上 西部150mm 以上 のいずれかになると予想される場合
	洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1 時間雨量 東部45mm 以上、ただし総雨量が80mm 以上 西部50mm 以上、ただし総雨量が80mm 以上 3 時間雨量 東部仙台、気仙沼地域、東部仙南80mm 以上 石巻地域、東部大崎、登米・東部栗原、西部70mm以上 24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、 東部仙南140mm以上 東部大崎150mm 以上 登米・東部栗原130mm 以上 西部160mm 以上 のいずれかになると予想される場合

種 類		発 表 基 準
警 報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 12 時間降雪の深さが 東部仙台20cm 以上 石巻地域、気仙沼地域の平地20cm 以上、山沿い25cm 以上 東部大崎、登米・東部栗原25cm 以上 東部仙南の平地25cm 以上、山沿い30cm 以上 西部の平地25cm 以上、山沿い30cm（駒ノ湯40cm）以上 になると予想される場合
注 意 報	強風注意報	強風によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が13m/s 以上（江ノ島、北～東南東18m/s 以上）になると予想される場合
	風雪注意報	風雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速が13m/s 以上（江ノ島、北～東南東18m/s 以上）になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1 時間雨量 東部25mm 以上、ただし総雨量が60mm 以上 西部35mm 以上、ただし総雨量が60mm 以上 3 時間雨量 50mm 以上 24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、 登米・東部栗原、西部仙台、西部仙南80mm 以上 東部大崎、東部仙南、西部大崎、西部栗原90mm 以上 のいずれかになると予想される場合
	洪水注意報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1 時間雨量 東部25mm 以上、ただし総雨量が60mm 以上 西部35mm 以上、ただし総雨量が60mm 以上 3 時間雨量 50mm 以上 24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、東部大崎、 東部仙南100mm 以上 登米・東部栗原90mm 以上 西部110mm 以上 のいずれかになると予想される場合

種 類	発 表 基 準
大雪注意報	大雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 12 時間降雪の深さが 東部仙台10cm 以上 石巻地域、気仙沼地域の平地10cm 以上、山沿い15cm 以上 東部大崎、登米・東部栗原15cm 以上 東部仙南の平地15cm 以上、山沿い20cm 以上 西部の平地15cm 以上、山沿い20cm（駒ノ湯25cm）以上 になると予想される場合
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合 （1）実効湿度65%以下、最小湿度45%以下、風速7m/s 以上の3条件がともに予想される場合 （2）実効湿度60%以下、最小湿度35%以下の2条件がともに予想される場合
注 意 報 濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい障害が生じる恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 濃霧によって、視程が陸上100m 以下、海上500m 以下になると予想される場合
霜 注 意 報	早霜+、晩霜等によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 早霜+、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下になると予想される場合 （注）+印は農作物の生育を考慮し実施する
な だ れ 注 意 報	なだれによって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 （1）山沿いで24 時間の降雪の深さが40cm 以上になると予想される場合 （2）山沿いで積雪が50cm 以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合
着雪（氷） 注 意 報	着雪（氷）が著しく、通信線や送電線、樹木等に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合
融雪注意報	融雪によって被害が予想される場合

種 類		発 表 基 準
注 意 報	低温注意報	<p>(夏期)低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 最高、最低気温又は平均気温が平年より4℃～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p> <p>(冬期)低温によって水道や路面の凍結など大きな障害の恐れがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 (1) 最低気温が-7℃*以下になると予想される場合 (2) 最低気温が-5℃*以下になる日が数日続くと予想される場合 (注) *は気象官署の値であることを示す</p>
気 象 情 報		<p>台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>(1) 予告的な情報</p> <p>① 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。</p> <p>② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響の恐れがある場合。</p> <p>(2) 警報や注意報を補完する気象情報</p> <p>① 警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。</p> <p>② 記録的短時間大雨情報 大雨警報を発表している気象条件下で、その地域で数年に一度程度発生するような記録的な短時間の大雨を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表される。 記録的短時間大雨情報の発表基準は、1時間雨量が100ミリ以上を観測した場合。</p> <p>③ 土砂災害警報 大雨警報が発表されている状況において、降雨状況及び気象庁が作成する監視基準に達したとき、又は、監視基準に達すると予想したときに発表する。</p>
		<p>(注1) 注意報、警報の発表は、先行降雨、季節、地域差、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。</p> <p>(注2) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に上記基準より引き下げて運用することがある。</p>

応急

(注3) 地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行う。

(注4) 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般向けの注意報及び警報をもって代える。

(2) 警報・注意報の細分区域

平成18年3月31日現在

府 県 予報区	一次細分 区 域	二次細分 区 域	区 域 (市区郡町村)
宮 城 県	東 部	東 部 仙 台	仙台市(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市、亶理郡(亶理町、山元町)、宮城郡(松島町、七ヶ浜町、利府町)、黒川郡(大和町(西部仙台の区域を除く)、大郷町、富谷町)
		石 巻 地 域	石巻市、東松島市、牡鹿郡
		東 部 大 崎	大崎市(古川総合支所、松山総合支所、三本木総合支所、鹿島台総合支所、田尻総合支所に限る)、遠田郡(涌谷町、美里町)
		気仙沼地域	気仙沼市、本吉郡(南三陸町、本吉町)
		東 部 仙 南	角田市、柴田郡(大河原町、村田町、柴田町)、伊具郡
		登 米 ・ 東 部 栗 原	登米市、栗原市(築館、若柳、高清水、瀬峰、金成、志波姫に限る)
	西 部	西 部 仙 台	仙台市(青葉区(宮城総合支所管内に限る)、太白区(秋保総合支所管内に限る)、泉区)、黒川郡(大和町(小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田)、大衡村)
		西 部 仙 南	白石市、刈田郡(蔵王町、七ヶ宿町)、柴田郡(川崎町)
		西 部 大 崎	大崎市(東部大崎の区域を除く)加美郡(加美町、色麻町)、
		西 部 栗 原	栗原市(登米・東部栗原の区域を除く)

応急

□ 警報・注意報の細分区域(宮城県)



2 仙台管区气象台及び東北地方整備局河川（国道）事務所が共同で発表する洪水予報

気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項の規定により、仙台管区气象台及び東北地方整備局河川（国道）事務所が共同で発表する洪水予報は、次のとおりである。

□ 洪水予報の種類

種 類	内 容
洪水警報	当該河川が危険水位を突破する恐れがあるとき、又は危険水位を越えないと予想される場合においても災害の発生の恐れがある場合に、その旨を警告して発表する予報
洪水注意報	当該河川が警戒水位を突破する恐れがあるとき、又は警戒水位を越えないと予想される場合においても災害の発生の恐れがある場合に、その旨を注意して発表する予報
洪水情報	当該河川についての注意報・警報以外の洪水に関する情報 (注意報・警報の補足説明)

3 消防法に基づく気象通報

(1) 火災気象通報

仙台管区气象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報する。また、知事は仙台管区气象台から前記の通報を受けたとき、直ちにその状況を本市に通報する。

通報の基準は概ね次のとおりとする。

通報基準番号	通 報 内 容
1	最小湿度45%以下、実効湿度65%以下で平均風速7m/s 以上の見込みのとき。
2	最小湿度35%以下で実効湿度60%以下の見込みのとき。
3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上の見込みのとき。

※ただし、雨又は雪を伴う場合は、通報しないこともある。

(2) 火災警報

市長は、上記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、住民に対し、火災に関する警報を発することができる。

4 水防法に基づく洪水予報・水防警報

登米土木事務所長は、水防法第10条の規定により、洪水の恐れがあると認められるときは、洪水予報を市長に通報する。

また、洪水により相当な損害を生じる恐れがあると認めた場合は、水防警報を市長に通報する。

市長は、洪水予報又は水防警報の通報を受けたときは、水防活動のため速やかに関係機関に通知するとともに、水防団（消防団）を出動させ又は出動の準備をさせる。

また、堤防等の決壊あるいはその恐れがある場合は、市長等は、速やかに登米土木事務所長及び氾濫の恐れがある隣接水防管理者等に通報する。

(1) 洪水予報・水防警報指定河川

指定者	河川名	区 域	指 定 種 別
国土交通大臣	北上川 (下流)	岩手県境・旧北上川幹川分岐点 ～海まで(旧川を除く)	洪水予報(水防法第10条第2項) 水防警報(水防法第16条第1項)
〃	旧北上川	北上川分岐点～旧迫川合流点	水防警報(水防法第16条第1項)
宮城県知事	迫川	三迫川合流点～旧北上川合流点	水防警報(水防法第16条第1項)
〃	二股川	岩手県境～北上川合流点	〃
〃	夏川	石越町小谷地～迫川合流点	〃
〃	旧迫川	迫川分岐点～旧北上川合流点	〃

(2) 特別警戒水位への水位到達情報を通知及び周知する河川

指定者	河川名	区 域	備 考
国土交通大臣	旧北上川	北上川分岐点～旧迫川合流点	
宮城県知事	迫川	三迫川合流点～旧北上川合流点	
〃	二股川	岩手県境～北上川合流点	
〃	夏川	石越町小谷地～迫川合流点	
〃	旧迫川	迫川分岐点～旧北上川合流点	

第3 気象警報等の伝達・周知

(1) 防災気象情報・水防警報等の伝達系統

仙台管区気象台が発表した防災気象情報及び国土交通大臣（北上川下流河川事務所長）、知事（登米土木事務所長）が発令した水防警報等は、次の図に示す伝達系統図に従い、防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により関係機関へ伝達する。また、放送により地域住民に周知するよう努める。

(2) 防災気象情報等の受領及び伝達方法

ア 関係機関から通報される防災気象情報は、勤務時間内は防災課職員が、休日は日直者、夜間については警備会社警備員が受領する。

イ 日直者又は警備員が受領した場合は、危機管理監及び防災課職員に連絡する。

ウ 危機管理監は、必要に応じて市各部局、各総合支所、関係機関及び一般住民に伝達・周知する。

なお、市各部局、各総合支所、関係機関への伝達方法は、次のとおりとする。

伝達責任者	伝 達 先 等			伝 達 内 容
	伝 達 先	伝 達 方 法		
		勤務時間内	勤務時間外	
危機管理監	市各部局	I P 電話 災害時優先携帯電話	本部連絡員 災害時優先携帯電話	特に必要と認める警報
	各総合支所 消防本部	I P 電話 災害時優先携帯電話 県防災FAX	災害時優先携帯電話	特に必要と認める警報
各総合支所長	団長 区長	電話	電話	特に必要と認める警報
教育委員会 教育次長	小・中学校 公民館 その他の施設	電話 FAX	電話 FAX	特に必要と認める警報

(3) 市は、一般住民に対し、次の方法により周知する。

周知責任者	周知先	周知方法	周知内容
危機管理監	全市民	防災行政無線、広報車	特に必要と認める注意報・警報
産業経済部長	全市民	防災行政無線、広報車	霜、低温注意報

図1 仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統図

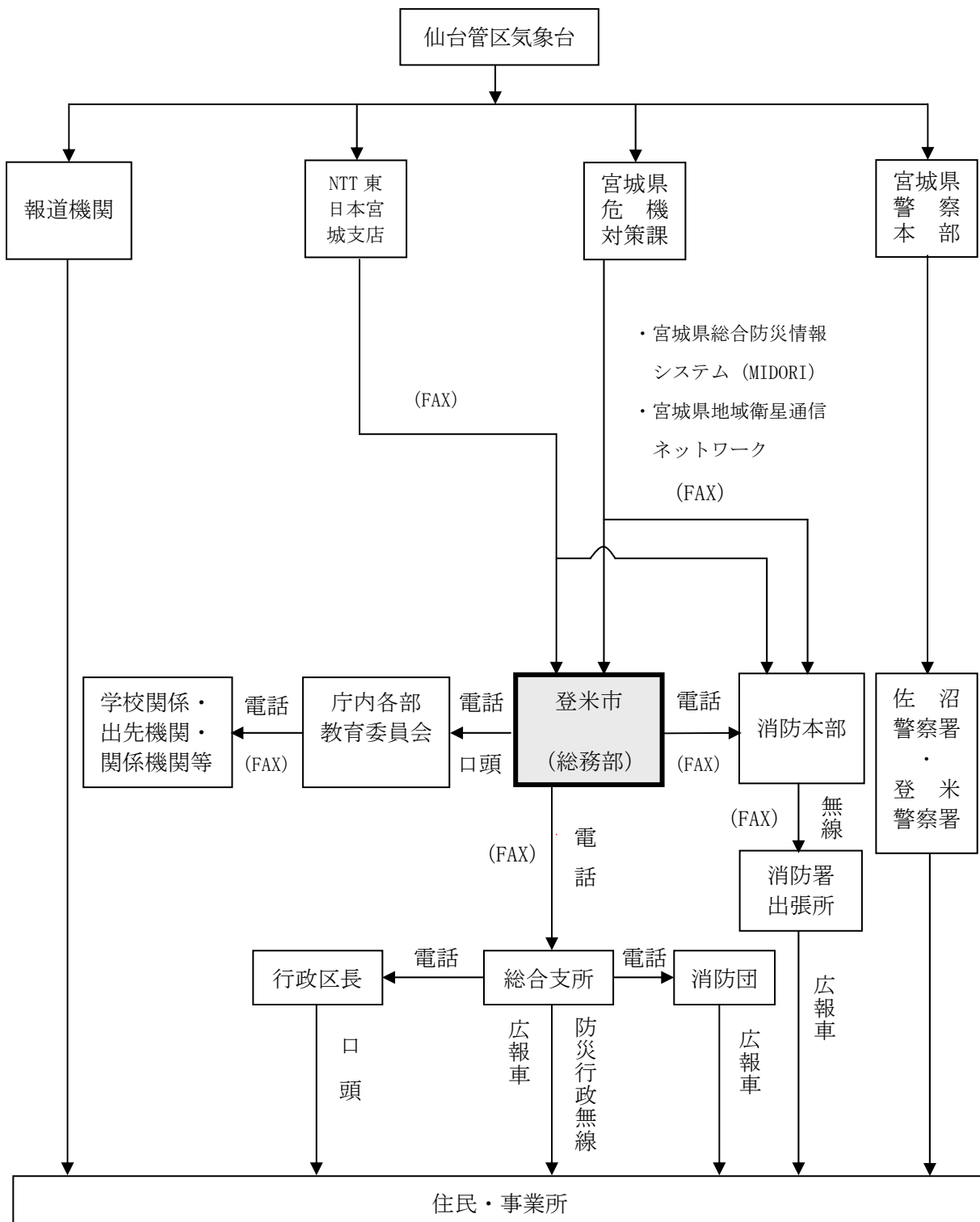


図2 水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合）

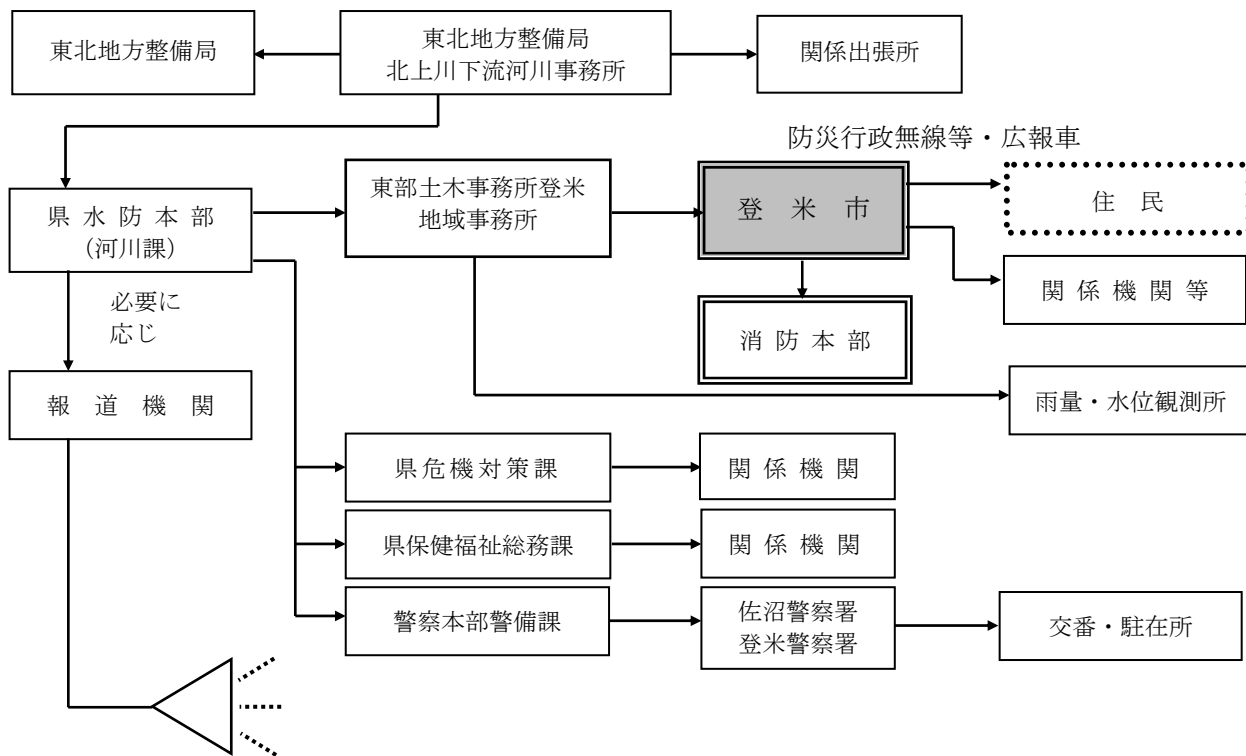


図3 水防警報伝達系統図（知事が発令する場合）

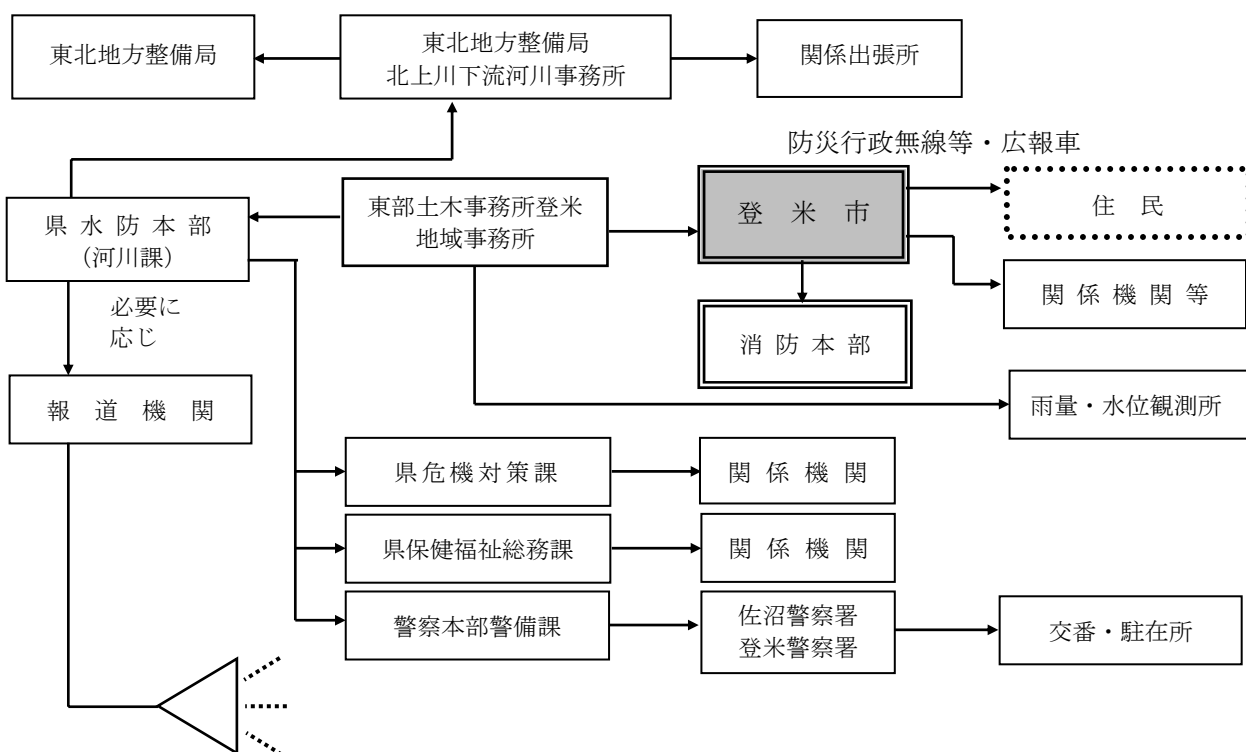
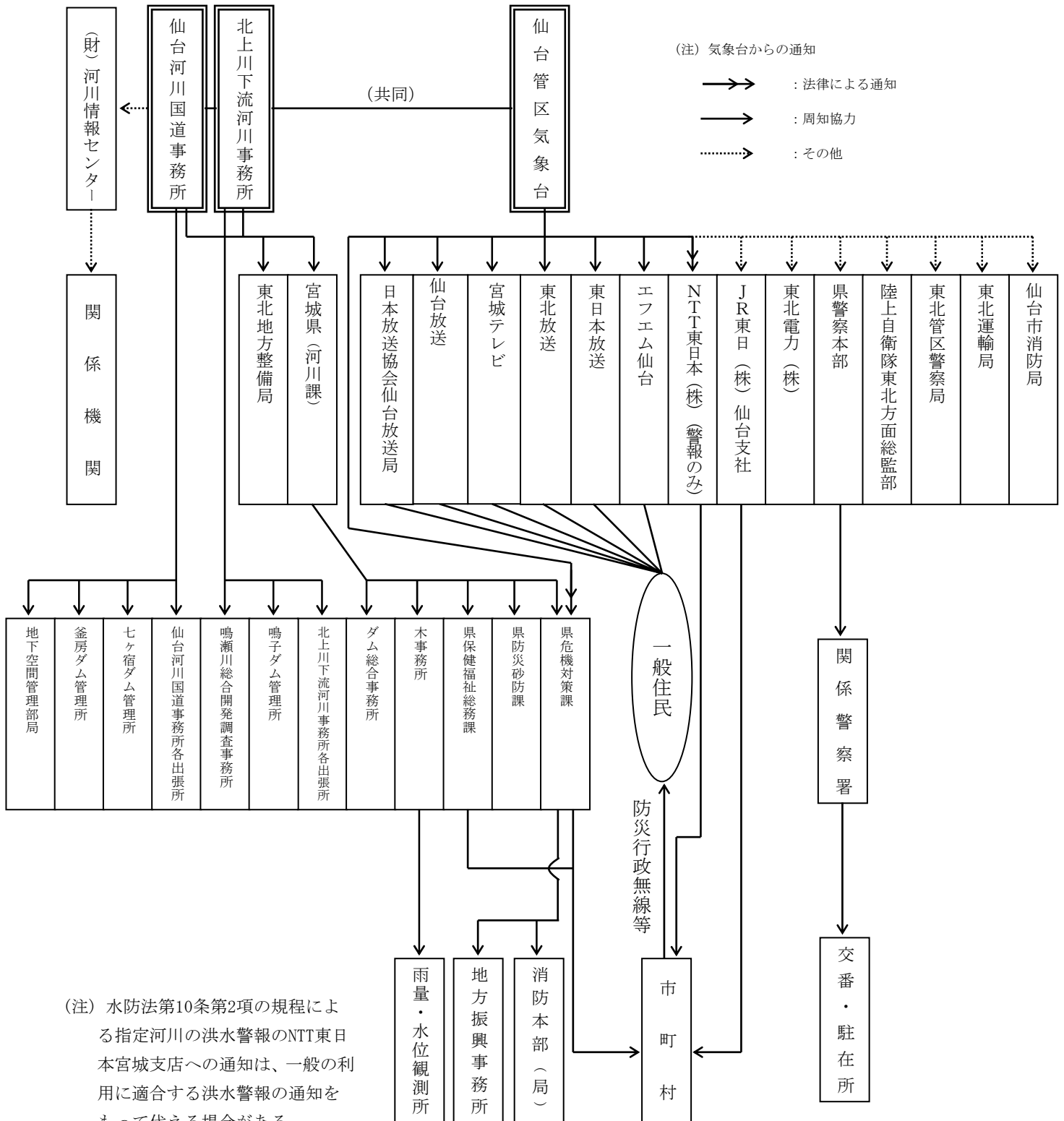


図4 指定河川洪水予報伝達系統図



(注) 水防法第10条第2項の規程による指定河川の洪水警報のNTT東日本宮城支店への通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。

(注) 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

第2節 防災活動体制

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

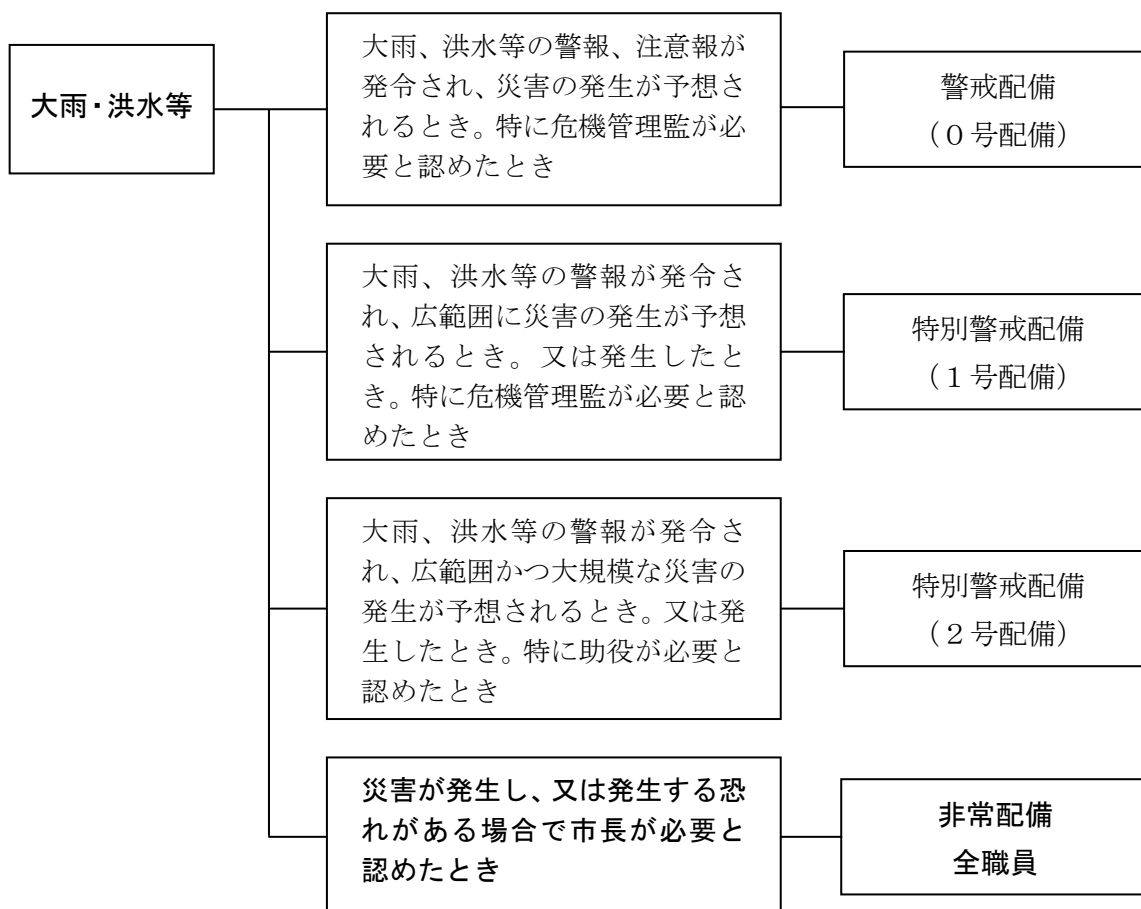
市は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、情報の収集・災害応急対策等を迅速に実施するため、配備・動員計画に基づき職員を配備・動員し、速やかに初動体制を確立するとともに、応急活動体制に万全を期す。

第2 職員の配備・動員

1 職員の配備・動員体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、災害の規模及び災害の状況等により次のとおり定める。

[風水害等警戒配備基準及び体制]



非常配備体制等の基準及び内容

区分	配備基準	配備内容	本部・支部体制
警戒配備	0号 1 登米・東部栗原地方に大雨、洪水等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想される時。 2 その他、特に危機管理監又は支所長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	○本部 総務部防災課、建設部土木管理課、産業経済部農林政策課、市民生活部市民生活課、福祉事務所、教育委員会教育総務課 ○支部 総合支所 地域生活課 市民福祉課
特別警戒配備	1号 1 台風による災害が予想される時。 2 登米・東部栗原地方に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。 3 その他、特に危機管理監が必要と認めたとき。	関係部（局）の主管課長補佐及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	○警戒本部 本部長：危機管理監 ○警戒支部 支部長：支所長
	2号 1 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時。 2 登米・東部栗原地方に大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時又は広範囲にわたる被害が発生したとき。 3 その他、特に副市長が必要と認めたとき。	関係部（局）長及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	○特別警戒本部 本部長：副市長 ○特別警戒支部 支部長：支所長
非常配備	1 災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において市長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	○災害対策本部 本部長：市長 ○災害対策支部 支部長：支所長
備 考			
<p>1 勤務日において、勤務課所へ参集できない配備職員は、最寄りの機関へ参集し、勤務課所と連絡をとる。</p> <p>2 休日及び勤務時間外においては、支所長は必要に応じて、指定配備職員（各部・局・総合支所で指定された職員・本部連絡員等）以外の職員を、旧町域毎に総合支所に招集することができる。配備体制は、災害の態様等を勘案の上、部長・局長及び支所長が決定する。</p> <p>3 大雨、洪水等による警戒本部等の設置及び廃止については、本部から支部に指示し伝達する。</p>			

(1) 各部の体制

各部の長は、気象情報等により災害の発生を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める動員配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講じる。併せて市長若しくは副市長等に対し、必要な指示の要請、その他状況の説明を行う。

(2) 警戒本部、特別警戒本部

気象庁により市内に気象警報が発表されたとき、又は災害の状況により危機管理監が必要と認めたときは、配備及び災害応急対策の実施を警戒本部の設置により行う。

なお、各総合支所においても同様に警戒支部、特別警戒支部の設置により配備及び災害応急対策の実施を行う。

警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

(3) 各部の配備・動員計画

ア 各課の長は、所管の部の非常（警戒）配備・動員計画を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対して、その旨の周知を図る。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別毎に、次の内容により作成する。

① 勤務時間外動員職員名簿

職員非常（警戒）配備体制報告書

③ 職員動員伝達系統表

ウ 各部の長は、作成若しくは修正した計画を随時、危機管理監に報告する。

なお、危機管理監は、各部の部長から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

2 職員の配備・動員体制

(1) 配備動員の区分

各部の長は、次の区分により各職員の参集場所を事前に指定し、任務分担を明らかにしておく。

ア 指定配備動員（自らの勤務場所に参集）

① 各部の本部連絡員、情報連絡要員となる職員

② 応急対策上欠くことのできない、次の職務を担当する職員

a 本部会議事務局要員となる職員

b 各部の庶務担当職員

c 各部において業務の遂行上、必要な職員

イ 旧町域配備動員（勤務場所と異なり、あらかじめ指定した総合支所へ参集）

指定配備動員職員以外の職員で、総合支所における業務遂行上必要な応援要員として指定された職員

ウ 直近動員（勤務場所と異なり、直近の市施設へ参集）

- ① ア、イ以外で、自らの居住地に最も近い市施設及びその他本部長が指定する施設に参集するよう指定された職員
- ② ア、イ以外で、所属する部局の出先機関等へ参集するよう指名された職員

(2) 動員人数

非常（警戒）配備体制時における各部の動員人数の目安は、「非常（警戒）配備職員の動員構成表」に示すとおりとする。

(3) 警戒配備体制

ア 警戒配備体制の要員

総務部・企画部・市民生活部・産業経済部・建設部・教育委員会・消防本部の部員のうちから、あらかじめ指名する部員をもって、警戒配備体制の要員とする。

要員となった職員は、総務部長又は各部連絡員からの出動指示連絡、又は配備相当の気象情報等を知ったときは、自動的に「参集指令」が発令されたものとして、自発的にあらかじめ決められた場所に参集する。

イ 警戒配備体制の任務

○ 市役所

※ 本庁舎にあっては、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、本庁舎を決して「空」にしないこと。

ア 職員に対する動員指示の連絡

（必要に応じて、総務部長の指示により初動要員の増員を図る。）

イ 市防災行政無線、県防災行政無線の利用その他の方法による情報収集

ウ 参集途上の報告・地域内パトロール員の派遣、地区情報調査員その他の方法による情報収集

エ 県及び警察署・消防署その他防災関係機関との連絡

オ 災害対策本部開設の準備

カ その他、危機管理監の指示した事項

○ 総合支所

※ 総合支所にあって、市民や関係機関からの通報や情報の受付け、取りまとめにあたることであり、総合支所を決して「空」にしないこと。

ア 市防災行政無線、県防災行政無線の利用その他の方法による情報収集

イ 参集途上の報告・調査員派遣その他の方法による情報収集

ウ 警戒支部、特別警戒支部開設の準備

エ その他、支所長の指示した事項

(4) 災害対策本部動員配備伝達方法

ア 勤務時間中における動員配備伝達方法

① 庁内の放送設備及び電話による伝達

危機管理監は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達を行う。

② 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、危機管理監は本部連絡員により各部の長に職員動員の伝達をする。

イ 勤務時間外における動員配備伝達方法

夜間・休日等の勤務時間外において、災害等が発生したときは、概ね次のような手順により迅速かつ適切な初動体制の確立に努め、初期応急活動に万全を期する。

なお、迅速な初動体制を確立するため、各部の長は、担当職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるよう事前に体制を整えておく。

① 連絡方法

勤務時間外に災害等が発生した場合には、各部（課）の時間外伝達系統図により職員を招集する。職員の招集は原則として電話連絡とする。

② 本庁舎当直者のとるべき措置

a 本庁舎当直者（庁舎警備員）が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監又は防災課長に連絡する。

b 本庁舎当直者（庁舎警備員）は、関係課員等が登庁するまでの間、危機管理監若しくは防災課長の指示に従い、情報の収受にあたる。

③ 防災課のとるべき措置

a 防災課長が災害情報を収受したときは、直ちに危機管理監へ連絡するとともに直ちに登庁し、災害情報の収受等の初期応急活動を行う。

b 危機管理監が災害情報を収受したときは、関係課員に連絡の上直ちに登庁し、関係課員を指揮して初期応急活動を行う。

ただし、内容により協議の必要を認めたときは市長に報告の上、登庁する。

c 危機管理監は、併せて警戒本部、特別警戒本部若しくは災害対策本部の設置のいずれかによるべきかを速やかに判断し、市長にその旨を要請する。

d 危機管理監が不在のときは、防災課長が諸措置をとる。

e 危機管理監は、気象等の状況により「警戒配備」の実施が必要であると認める場合は、総務部・企画部・市民生活部・産業経済部・建設部・教育委員会・消防本部の職員のうちから所要人員をこれにあたらせる。

f 危機管理監は、気象等の状況により災害発生の恐れがないと認めた場合は、「警戒配備体制」を解く。

④ 職員参集の原則

市職員は、夜間・休日等の勤務時間外に災害情報を収受したときは、指令の有無に関わらず、動員配備基準相当の動員指令が自動的に発令されたものとして、あらかじめ指定された配備場所に、自己及び家族の安全を確保した後、参集する。

各警戒配備における連絡体制は以下のとおりとする。

(5) 非常時の措置

ア 災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市施設（総合支所等）に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害応急対策に従事する。また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合、何らかの手段を持ってその旨を所属の長若しくは最寄りの市施設責任者へ連絡する。

イ 災害のため、緊急に参集する際は、作業服、長靴を着用し、身分証明書、食料、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

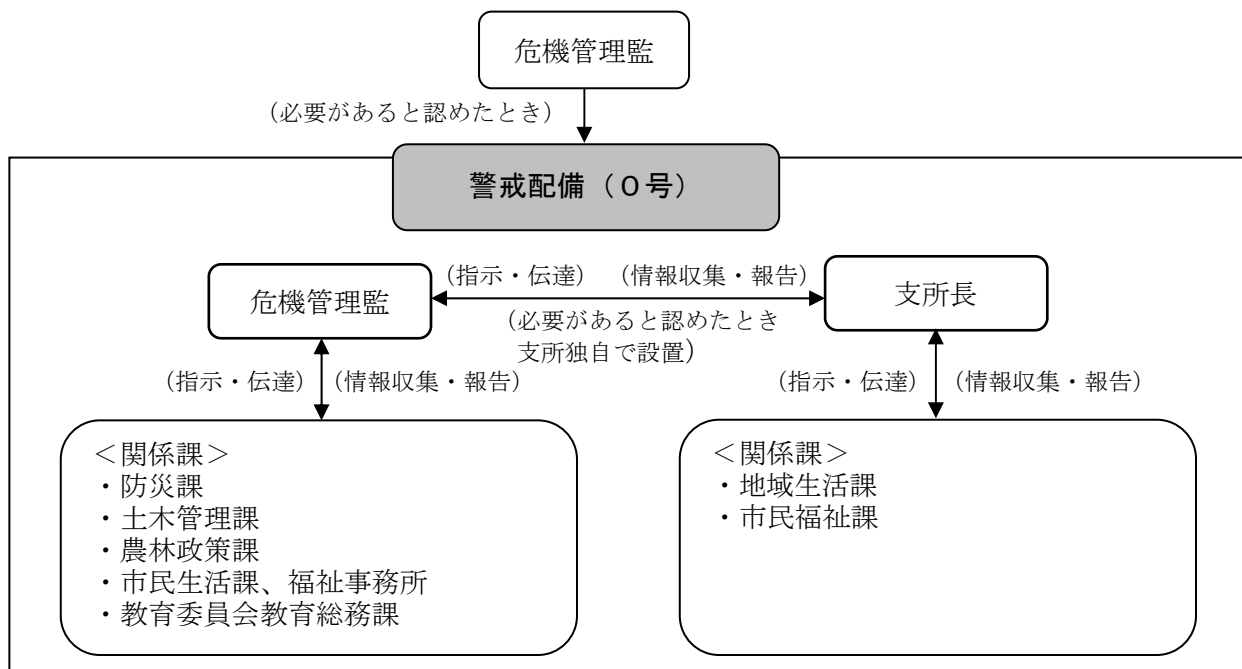
ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に務め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(6) 職員参集状況の報告

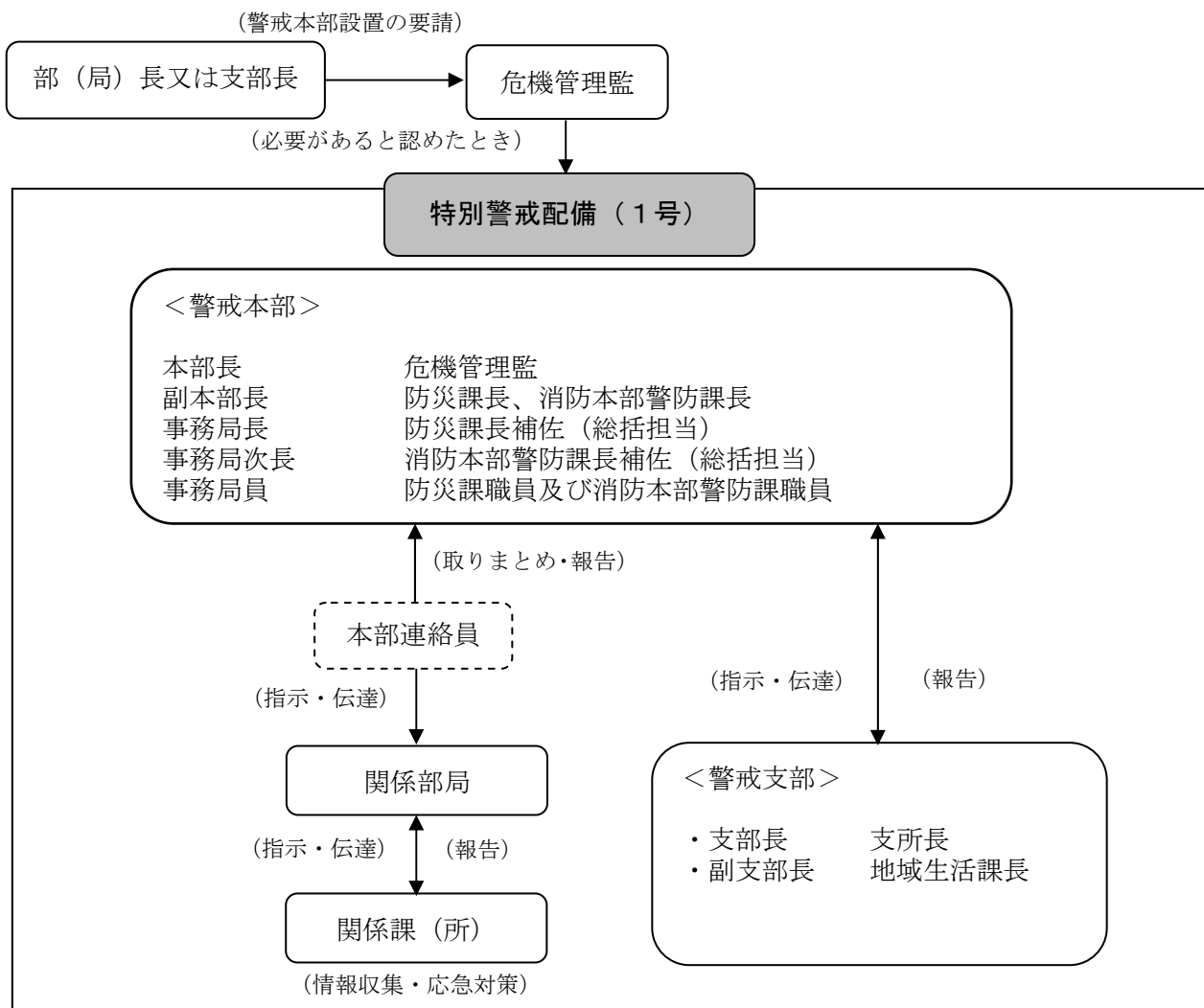
各課は、職員の参集状況を速やかに把握し所定の様式で所属部長等を通じて、人事課長に報告する。報告の時期については、災害発生後 30 分以内に第一報、以降、本部長が特に指示した場合を除き 1 時間毎とする。

人事課長は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

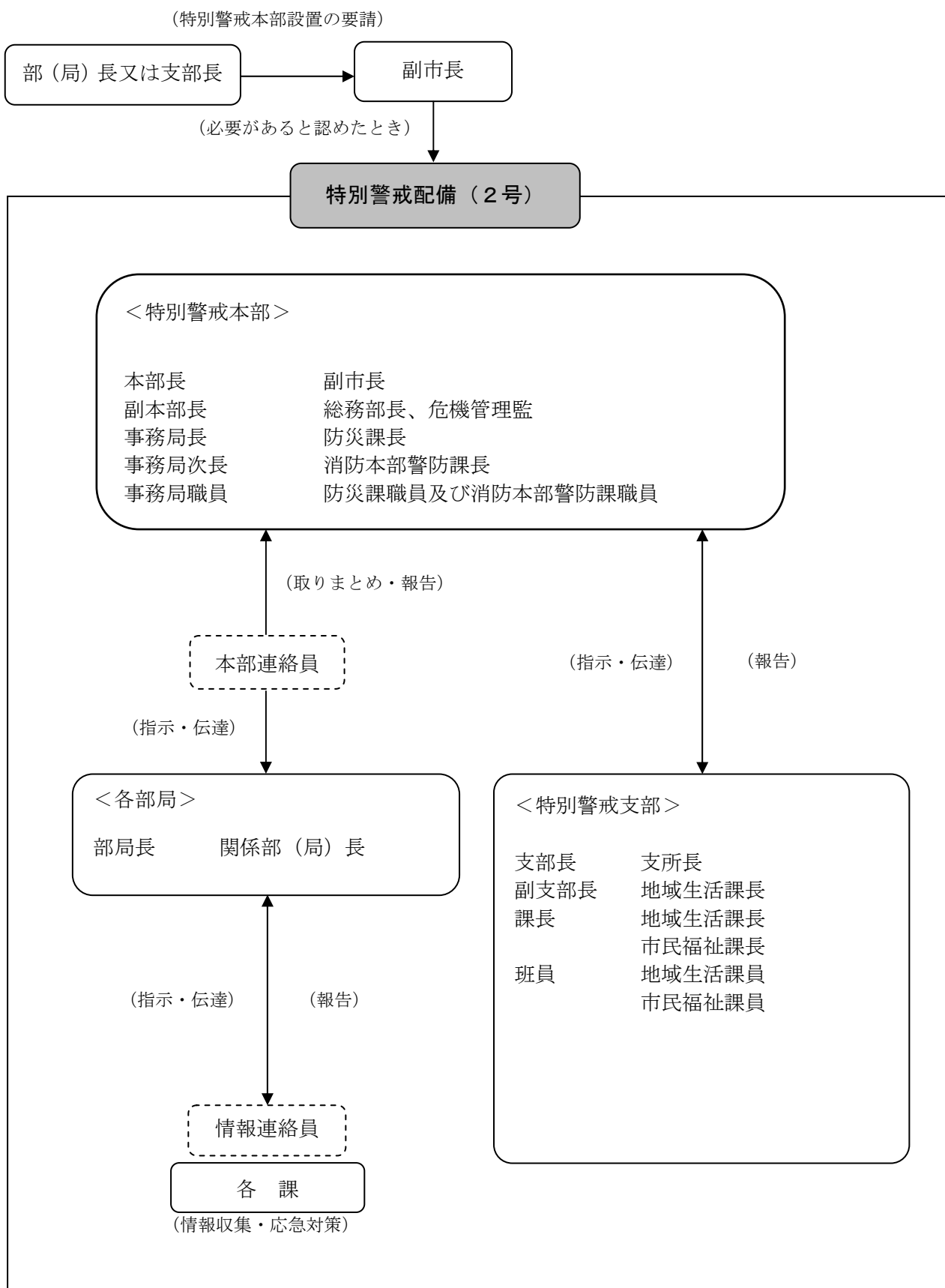
[登米市災害対策警戒配備（0号）連絡体制]



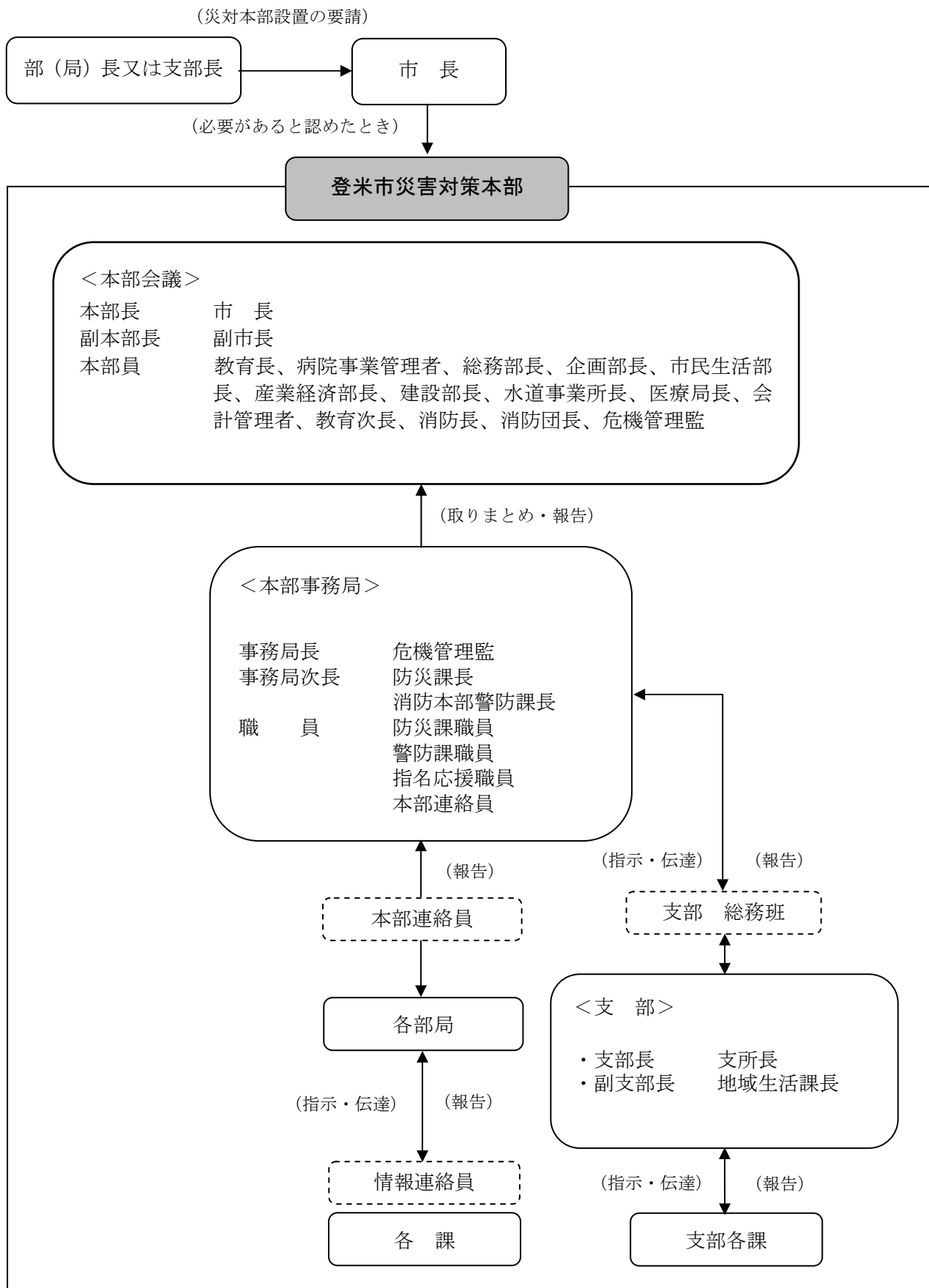
[登米市災害対策警戒配備（1号）連絡体制]



[登米市災害対策警戒配備（2号）連絡体制]

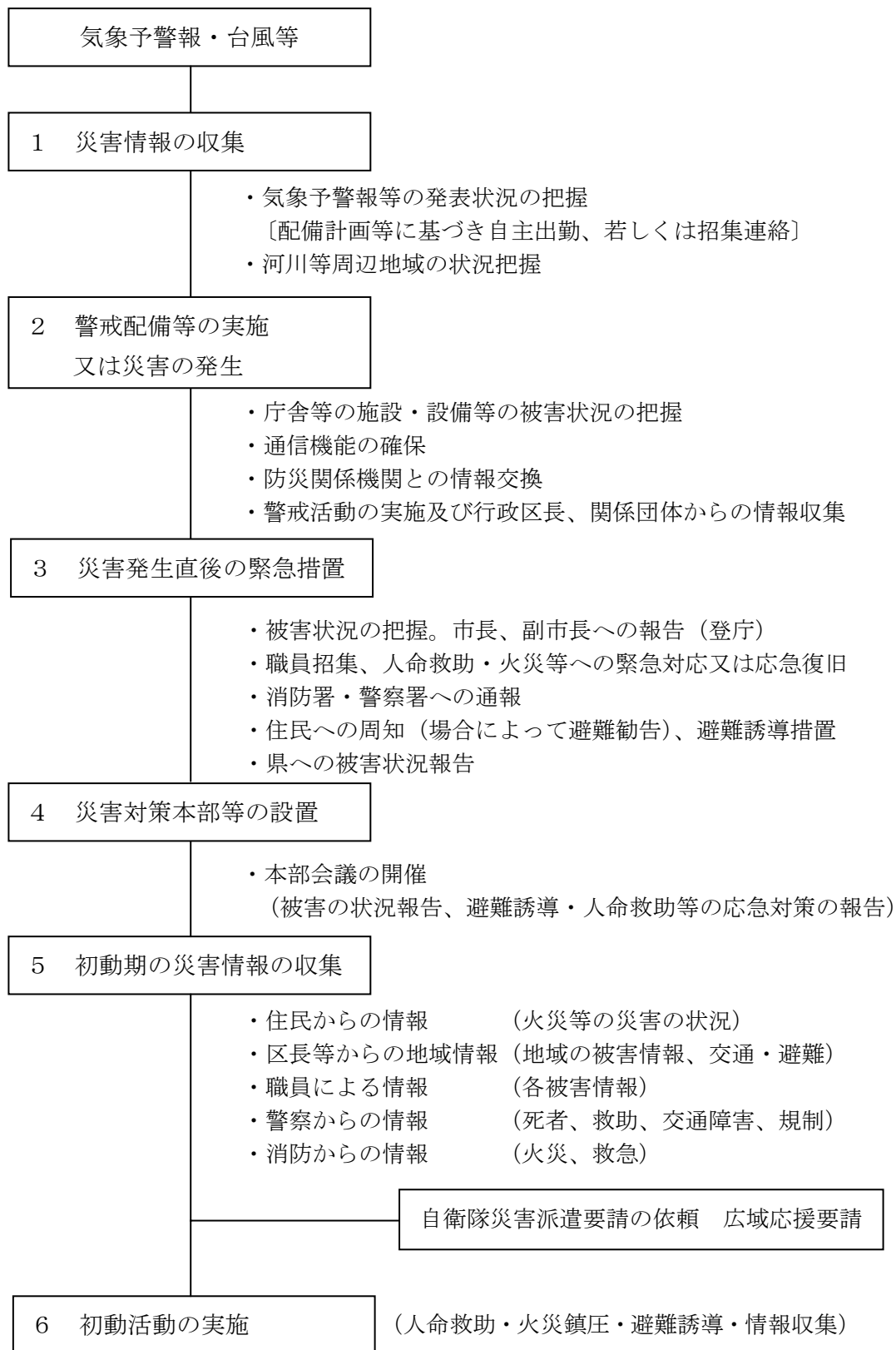


[登米市災害対策本部連絡体制]



[風水害等災害の初動活動の流れ]

勤務時間外に災害が発生した場合の初動活動の流れは次のとおり。勤務時間内の場合もこれに準じる。



第3 災害対策本部

1 本部の設置基準

市長は、市内で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、登米市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとし、その設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 登米市を含む地域に、気象業務法に基づく大雨、洪水等の注意報、又は警報が発せられた場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- (2) 登米市を含む地域に、台風、集中豪雨、洪水、地震、火事、爆発その他による災害が発生した場合で、市長が本部設置の必要があると認めたとき
- (3) その他市長が本部を設置し総合的な応急対策を行う必要があると認めたとき
例えば、次のような場合がある
 - ア 市役所その他公共機関等に大きな被害が報告されたとき
 - イ 市内に災害救助法の適用を要する災害が発生したとき

又、市長(本部長)は局地災害の対応を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の掌握事務

災害対策本部が実施する主な所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 防災気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難の勧告、指示
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との再々応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

3 本部の設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所（本部会議室：迫庁舎2階会議室）内とする。なお、迫庁舎が被災により使用不可能と判断される場合は、代替場所として次の総合支所に設置する。

- 第1代替場所 ー 消防防災センター
- 第2代替場所 ー 石越総合支所

4 設置又は廃止の決定

(1) 設置の決定

本部設置の決定は、市長が行う。市長は、本部設置基準に該当するような災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、総合的な応急対策を必要と認めたときは本部を設置する。

ただし、市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に設置の決定を代行する。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

また、本部組織に基づく本部員に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部の設置を要請する。

なお、各総合支所においても同様に災害対策支部を設置し、応急対策を実施する。支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(2) 廃止の決定

本部及び支部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

5 設置又は廃止の通知

市長は、本部及び支部を設置又は廃止した場合は、直ちにその旨を次表のとおり通知する。

(1) 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先等	連絡責任者	報告・通知・公表の方法
市役所庁舎内各課	総務部長	庁内放送、庁内電話、口頭 その他迅速な方法
各課出先機関・協力団体	各主管部・担当部長	FAX、電話、口頭 その他迅速な方法
登米市消防本部	総務部長	防災行政無線、FAX 電話・口頭その他迅速な方法
消防団長		
市民	総務部長	防災行政無線、広報車、報道機関、口頭 その他迅速な方法
知事及び県支部	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク FAX、電話、口頭 その他迅速な方法
佐沼警察署長・登米警察署長		
その他市防災会議委員		
近隣市町村長	総務部長	県地域衛星通信ネットワーク、FAX 電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	総務部長	FAX、電話、口頭

(2) その他

総務部長は、本部が設置された場合は、本部を設置した建物の玄関等の見やすい場所に「登米市災害対策本部」の標示板等を掲げる。

また、本部長室、本部会議室、同事務局、避難所・救護所等の設置場所一覧を明示するなどして、市民の問い合わせに便宜を図る。

6 組織及び運営等

本部の組織及び運営については、登米市災害対策本部条例の定めるところにより資料編（資料3 災害対策本部の組織及び運営等）のとおり行う。

第4 現地連絡所の設置

1 現地連絡所の設置

大規模な災害が発生し本部長が必要と認める場合は、災害発生直後から避難所開設期間中（災害発生直後から2週目までを目処とする。）、その都度本部長が指定する避難所に「現地連絡所」を設置する。「現地連絡所」は、被災した市民の徒歩圏内における身近な「市本部の窓口」として各種書類の交付・受付けを行うなど、本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

2 現地連絡所の要員

現地連絡所の要員は、各該当施設職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもって充てるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

第5 消防機関の活動

消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被害情報の収集活動、被災者等の救出・救助活動等、所要の活動を行う。

1 登米市消防本部の活動

消防本部は、災害に関する情報を迅速かつ的確に収集し、本部及び佐沼警察署、登米警察署等の関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、本部の一部として活動を行うが、消防本部又は消防署（出張所）と協力して、出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害に対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 県及び関係機関等との連携

1 県及び防災関係機関相互の連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村については、必要と認めた場合に現地災害対策本部を設置することとなっているため、市は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連絡を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

また、さまざまな災害の様態に迅速かつ適切に対応するため、県をはじめ関係機関等とも積極的に連携をとるなど、情報の共有化を図る。

2 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

3 市町村間での応援協定

市は、応援協定締結市町村に対し、必要に応じて応援要請を行う。

第3節 警戒活動

実施担当	関係機関
総務部 産業経済部 建設部 消防本部 消防団	東北地方整備局 宮城県 防災関係機関

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

第1 目的

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 警戒体制

市及び防災関係機関は、防災気象情報を収集・把握し、状況に応じ、市災害対策本部要綱及び市災害対策警戒配備要領に基づき、必要な警戒体制をとる。

第3 水防活動

洪水等による災害が発生する恐れがある場合、市及び防災関係機関は水防活動を実施する。

1 水防組織

市長は、気象状況等により、洪水等の災害の発生する恐れがあり水防活動の必要があると認めるときからその危険が除去するまでの間、本庁舎（迫庁舎内）に「登米市水防本部」を設置する。

水防本部の組織系統と事務分掌は、登米市水防計画に示すとおりとし、事務局を総務部に置く。なお、登米市災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部組織に統合される。

※ 指定水防管理団体登米市水防計画書 （資料編 資料45）

2 重要水防箇所

国（北上川下流河川事務所）及び県（東部土木事務所登米地域事務所）管理の重要水防箇所は次のとおりである。

※ 水害（洪水）危険区域 （資料編 資料12）

3 水防機関の活動

（1）水防配備体制

災害救助法の適用を受けるような大規模な災害が発生した場合には登米市災害対策本部要綱に基づき、災害対策本部が設置される。

また、災害救助法の適用に至らない場合でも、集中豪雨等による市内河川の氾濫や、低地での内水氾濫により比較的大規模な災害が発生した場合には登米市水防計画に基づき、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策活動を実施する。

ア 非常配備

水防本部長（市長）が消防団又は消防機関を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発令する。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報指定河川にあっては、知事からの警報の伝達を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

イ 職員の非常配備及び時期

事務分担する職員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、通常の勤務から水防作業態勢への切り換えを迅速かつ適切に行い、直ちに本部に参集し、水防本部長（市長）の指揮を受ける。

ウ 消防本部又は消防団に対する非常配備

待 機	消防本部又は消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におく（待機の指令は、水防に関係のある気象の予警報が発せられたとき発令する）
準 備	消防本部又は消防団の団長及び支団長は、所定の詰所に集合するとともに、資材及び器具の整備、点検、作業員の配備計画をなし、水こう門、ひ門、ため池等重要な工作物のある箇所へ団員を派遣し、堤防巡視のため、一部団員を出動させる（準備の指令は、河川の水位が警戒水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき発令する）
出 動	消防本部又は消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備に就く（出動の指令は、河川の水位がなお、上昇し、出動の必要を認めるとき発令する）

(2) 水防活動

ア 水防本部長（市長）は、消防団の活動を必要とする場合は、消防団長にその旨を通知する。

通知を受けた消防団長は、各支団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。

イ 巡視、警戒及び防ぎょ

関係各分団は、配備体制が指令されたときは、河川等を必要に応じ巡視、警戒、又は防ぎょするとともに、その状況を総務部に集約し、水防本部長（市長）へ報告する。

また、水防本部に招集された市関係課職員は直ちに水防用資材器具の点検、水門、ポンプ場等の点検並びに整備を行い、その結果を水防本部長（市長）へ報告する。

ウ 避難、救出活動

登米市水防計画書の定めるところにより行う。

エ 協力応援

水害発生時、又はその恐れのあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。

また、水防のため必要があると認めるときは、佐沼警察署及び登米警察署の援助並びに自衛隊の部隊派遣を知事に依頼する。

オ 水防報告

① 緊急報告

水防本部長(市長)は、次の場合は速やかに東部土木事務所登米地域事務所を通じて、県に報告する。

- a 水防本部を設置したとき
- b 他の水防管理者に応援を要請したとき
- c 破堤、氾濫したとき
- d その他必要と認める事態が生じたとき

② 水防活動報告

水防本部長(市長)は、各種水防活動が終結したときは、遅滞なく、所定の事項につき、登米土木事務所長を経由して知事に報告する。

(3) 県の体制及び活動内容

県の本庁の土木部関係各課員(河川課等)及び土木部の各地方機関は、仙台管区气象台から、大雨、洪水等の警報が発表されたときは、速やかに各警戒配備要領・水防計画に基づき、水防本部事務局(土木部)の指令により水防準備体制に入ることとなっている。

さらに、事態の推移に応じた水防配備体制をとり、水防活動に万全を期することとなっている。

第4 土砂災害警戒活動

1 警戒体制及び巡視

(1) 土砂災害危険箇所の現況

市内には、土砂災害危険箇所が全町域に存在する。詳細については資料編を参照。

※ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (資料編 資料 13-1)

※ 土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の
推進に関する法律 (資料編 資料 13-2)

(2) 警戒体制

ア 警戒体制をとるべき時期

災害発生の恐れがある場合においては、県及び气象台等関係機関と密接な連絡をとりながら、雨量等を把握し、次の項目に該当した場合に警戒体制につく。

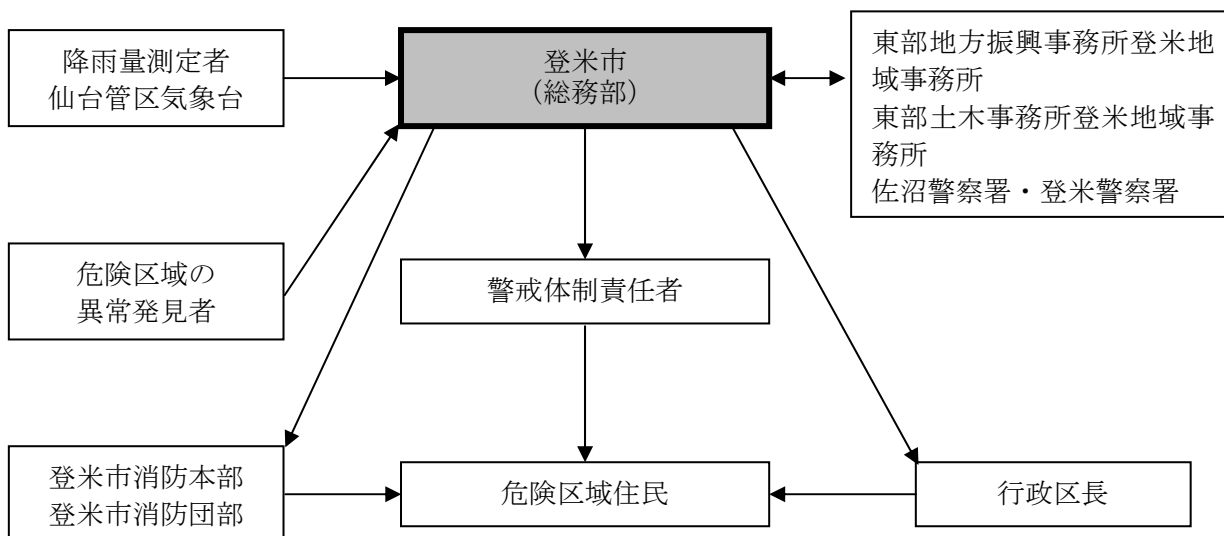
- ① 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、市長が必要と認めたとき
- ② 気象予警報の発表により警戒が必要であると市長が認めたとき
- ③ 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して、市長が必要と認めたとき

項目	区分	基準雨量等			応急措置の内容
		前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続降雨量が40mm～100mmの場合	前日までの連続降雨量が10mm未満、若しくは降雨量がない場合	
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき	1 危険区域の警戒・巡視 2 周辺住民に対する広報 3 その他必要な措置	
	連続降雨量200mm以上のとき				
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	1 危険区域周辺住民等に対して避難準備の広報 2 必要に応じて予想される災害及びとるべき措置についての警告、事前措置等の広報 3 避難の指示・勧告 4 その他必要な応急措置	
	連続降雨量200mm以上で、時間雨量10mm程度の雨が降り始めたとき				

イ 気象予警報及び情報の収集伝達

- ① 仙台管区気象台の発表する気象予警報等の収集伝達は、本章第1節の伝達計画により行うが、危険区域の雨量等は、次により収集伝達する。

[危険区域の伝達系統図]



② 関係機関への伝達責任者及び伝達先

伝達責任者	伝達先	方法	
		電話番号	(県) 防災無線番号
総務部長	東部地方振興事務所 登米地域事務所	0220 (22) 6128	7 (254) 6128
	佐沼警察署	0220 (22) 2121	
	登米警察署	0220 (52) 2121	
	登米市消防本部	0220 (22) 0119	7 (627) 6128
	登米市消防団	0220 (22) 0119	
建設部長	東部土木事務所登米 地域事務所	0220 (22) 7533	7 (254) 7534
産業経済部長	東部地方振興事務所 登米地域事務所	0220 (22) 5169	7 (254) 5169

③ 危険区域住民への伝達方法

危険区域の住民等への伝達方法は、防災行政無線、電話、広報車によるほか緊急を要する場合は、サイレン、警鐘等も活用する。

ウ 降雨量の測定

登米市の気象観測担当者は、次により雨量を測定し、総務部長及び市長（本部長）に報告する。

総務部長は必要に応じて、県及び气象台等の雨量情報を、県総合防災情報システム等により把握しておく。

- ① 气象台から大雨注意報が発表されたとき、又は市長が特に必要と認め指示したときに雨量観測を開始する。
- ② 測定及び情報の収集は、警戒体制に入ってから、10～30分間隔とする。

(3) 非常警戒巡視

ア 市長は、気象予警報が発表され、災害発生の恐れがあると認めた場合は、次に挙げる事項について消防団員等による危険区域の非常警戒巡視を実施するとともに、交替要員等の確保等必要な体制を確立する。

- ① 土砂災害危険箇所及びその付近の亀裂等の有無、竹木等の倒壊、建築物等の損壊等の状況及び住民・滞在者の数
- ② その他市民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項
上記①の異常を発見した場合は、地表水の排除、土留め等の応急工事を速やかに実施する。

なお、住民は危険箇所に異常を発見した場合は、直ちに建設部、佐沼警察署・登米警察署、消防本部のいずれかに通報する。

イ 非常警戒巡視責任者（消防団員）は、危険箇所のある地区を担当する各分団長とする。

(4) 応急工事

危険箇所等に異常が発見され土砂災害発生の恐れがある場合には、防止対策として、応急工事を実施する。

地表水の排除、のり面等の保護、土留め施設等の応急工事、材料等の調達については、建設部において応援協定に基づき、登米市地域災害対策協議会に依頼し、実施する。

※ 水防資機材一覧（資料編 資料 25）

2 広報及び避難体制

(1) 広報体制

総務部長は、広報体制を確立し、危険区域内の住民等に対する避難準備等の広報活動を行う。なお、強風が予想される場合についても、瓦・看板類の落下物に対する市民の注意を喚起するために必要な広報活動を行う。

(2) 避難体制

ア 指示・勧告

がけ崩れ等の土砂災害が発生する恐れがある場合は、市長（本部長）は概ね次の基準により、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示する。

① 避難の準備勧告

大雨等の警報等により災害の発生が予想され、事前に避難の準備が必要であると認められる場合において勧告する。

② 避難の指示・勧告

避難準備勧告時より状況が悪化し、又はがけ崩れ等の災害の危険が切迫し、住民を安全な場所に避難させる必要があると認められる場合において、指示又は勧告する。

③ 避難所の開設

市民生活部長は、市長（本部長）が避難の指示・勧告を行った場合に避難所を開設する。

イ 避難の誘導

避難の指示・勧告を行ったときは、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものを排除するとともに、市職員、消防団員、自主防災組織等の誘導責任者及び誘導員により人命の安全を最優先し、特に子供、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮するなど、状況に応じた適切な誘導を実施する。

ウ 関係機関相互の通知連絡

避難の指示・勧告を行ったときは、総務部長が関係機関に通知、連絡する。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

※具体的活動は本章第15節及び第27節参照